

2025年10月22日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

回答	自治体独自の施策を維持・拡充は必要に応じて検討して参りますが、システムの活用は、あくまで手段にすぎません。
----	---

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

回答	住民の手続きへのフォローや問い合わせへの対応は、自治体 DX 推進に関わらず継続予定です。
----	---

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答	介護保険料については、3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づき、介護サービスにかかる費用の総額から、65歳以上の人が負担する金額を算出しています。また、保険料算定の段階の設定は国基準の基準に沿っており、第1段階から第3段階までの保険料は公費により減額もされています。低所得者への画一的な減免は、制度趣旨からして適当ではないため、介護保険料の引き下げ及び第1段階・第2段階の免除は考えていません。
----	--

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答	介護保険制度では、公費及び介護保険料から運営しています。現行制度の対象者は、納付すべき保険料の額の100分の25に相当する額が減免となることから十分な減免額であると考えており、変更予定はありません。
----	---

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	低所得者に限らず災害、収入激減等による減免について実施しています。
----	-----------------------------------

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	低所得者への利用者負担軽減について、国の基準に従って実施しています。
----	------------------------------------

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

回答	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金を実施しています。
----	---

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

回答	高齢者支援課
	要支援1または要支援2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)が利用できるサービスであり、必要な方は継続的なサービス利用が可能となっています。報酬単価については、国の報酬改定に従います。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答	例外給付を含め国の基準に従って実施しています。
----	-------------------------

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

回答	市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	------------------------------

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答	介護施設等については、市民ニーズなどを勘案しながらサービスの需給などを見込んで策定した介護保険事業計画により、必要量を見込んでいます。
----	---

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回答	特別養護老人ホームの特例入所は、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき事業所が適正に判断していると把握しています。また、他のサービスでは対応できないなどの事情により特例的に認められるものである旨、市ホームページに掲載しています。
----	---

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答	令和5年度から介護支援専門員の定着の促進及び介護サービスの質の向上を図るため対象の研修又は試験の受講者への一部経費を補助する「犬山市介護人材育成等支援補助金」を運用しています。
----	--

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答	介護事業所の人員配置は、関係法令等で定められています。各事業所では関係法令遵守のもと運営されており、事業所毎に実情が異なる点や介護人材の不足の観点に加え、市域を超えた利用が可能な点からも、市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	--

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答	各事業所では関係法令遵守の下運営されていると把握しており、市での対応は予定していません。なお、今後の国の動向等を注視していきます。
----	---

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

回答	事業所との連絡会や実地指導を通して、勤務実態を把握できる体制にあるため、現在、夜勤体制について実態調査を行う予定はありません。
----	---

(5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。なお、無料検診事業に関しては現在実施予定ありません。
----	--

- ②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

回答	高齢者が集える場を設けるにあたって、地域住民の意向を尊重し、地域包括支援センター等と協力しつつ立ち上げ支援を実施しています。社会福祉協議会によるサロン支援等があることなどから、支援のあり方については、検討していきます。なお、介護予防にかかる地域支援事業に関しては、必要性を考慮し適切な予算措置を講じています。
----	--

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

回答	高齢者や障害者が自立した日常生活を営めることを目的に、対象者の方へタクシー券を交付し、タクシー基本料金分の助成を行っています。また、令和6年度からは、これまでの85歳以上の方に加え、75歳～84歳で、自動車運転免許を保有していないかつ世帯全員が住民税非課税の方へも基本料金助成を行っています。さらに、令和7年度からは、世帯全員が住民税非課税の85歳以上の方へは、タクシー利用料金基本助成と併用できる500円チケット(最大24枚綴り12,000円分)の利用料金助成を行っています。
----	---

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答	国の認知症基本計画を踏まえ、令和7年度ニーズを把握するため一般高齢者向け、介護保険サービス利用者等市民への実態調査及び個別聞き取り調査等を実施し、令和8年度に計画を策定するよう進めています。
----	---

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答	認知症等の者並びにその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため認知症高齢者等個人賠償責任保険制度を設けています。本保険制度は、任意加入であり加入者自身の負担で運用することが適正であると考えため現在のところ無料実施は考えていません。
----	---

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答	健康推進課と実施するフレイル予防事業の一環として認知症早期発見のため70歳、76歳全員に認知症チェック票を送付し、認知症リスクが認められる方には医療機関への受診勧奨を予定しています。無料検診については、検査に係る費用等課題があるため、現在研究しているところです。
----	---

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答	障害高齢者日常生活自立度A1以上の方は障害者控除の対象となります。要介護認定者については、要介護認定資料を基に障害の程度を確認し、障害者控除の対象者として認定します。対象者の方には「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付しています。
----	--

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答	平成30年度から始まった国民健康保険制度改革に伴い、当市では段階的に保険税率の改定を行ってきましたが、市国保事業を運営する上での「保険税必要額」と「保険税込」の差は解消されておらず、令和7年度の税率改定においても約6%の増税を実施したところです。 今後も適切な国保財政の運営に努めていきます。
----	---

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答	国民健康保険事業基金については、現在も保険税率等の激変緩和施策のために活用しています。
----	---

(2) 保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	現在、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額制度では、世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得が一定額以下の場合には、均等割及び平等割を減額(7割・5割・2割)しています。 また、当市の国民健康保険税の減免制度は、世帯主が生活保護を受給している場合、所得が激減した場合、長期療養している場合、雇用保険を受給している(失業した)場合、災害により障害者となった者や家財等の損害を受けた者等に対しての減免制度がありますが、地方税法では、国民健康保険を含めた税の減免を「天災その他特別の事情がある場合」において減免できると定めており、単に総所得金額等が一定金額以下の者というような一定の枠によって減免の範囲を指定することはできないとされています。
----	---

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	当市では、国の法令に基づき「未就学児の均等割額の減額」を行っていますが、18歳までの子どもに係る均等割額の減額については、本来国の責任において実施すべきものと考えています。 現在、全国知事会や全国市長会等が国に対して「未就学児の均等割減額」制度の対象年齢等の拡充を要望しており、今後もこの動向を注視していきます。
----	---

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

回答	令和6年度の国民生活基礎調査では、令和5年の1世帯当たり平均所得金額は、全世帯を見ると約536万円(中央値は約410万円)となっています。 当市の前年所得要件の金額(400万円)を収入に換算すると、500万円を超えることから、現在、金額及び割合の改善は考えていません。
----	---

★(3) 保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

回答	特別療養費については、納付相談等に向かい応じようとしなかった場合や納付相談等において取り決めた保険税納付方法を誠実に履行しようとしなかった場合など、納付相談等を通じて対応が不可能であると認められる場合に限って適用しています。
----	--

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答	滞納者については生活状況や財産調査を行い、生活実態を無視したような徴収や差押え等はありません。 また、徴収や滞納処分については、法令を遵守し、適正に行っています。
----	--

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答	滞納者の差押えについては、②と同様に法令を遵守し、適正に行っています。
----	-------------------------------------

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答	傷病手当金・出産手当金制度の創設は、現時点では予定していません。
----	----------------------------------

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答	平成22年度より、災害や事業の休廃止及び生活保護基準額の1.3倍以下の世帯等に対し一部負担金の減免制度を導入しています。
----	--

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答	一部負担金の減免制度の周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。
----	--

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

回答	令和6年12月2日より、医療機関を受診する場合はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みになっています。 ただし、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証を所持している場合でも、申請により資格確認書を交付しています。
----	--

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

回答	国が定める基準に基づき生活保護を実施しているため、市独自の支援は行いません。
----	--

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

回答	生活保護の申請書類については、本庁舎1階の情報コーナーで閲覧できるほか、福祉課の窓口で配布をしています。
----	--

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

回答	生活に困窮している方の相談の案内を市のホームページに掲載しています。
----	------------------------------------

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答	住居のない方が生活保護申請をした場合に、他自治体にたらいまわしすることはありません。直ちにアパートなどに入居することは現実的に困難ですので、一時的に無料低額宿泊施設に入所していただき、その後に居宅生活が可能な方であればアパート等に入居していただいています。
----	--

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

回答	高齢者世帯や傷病世帯等の熱中症予防が特に必要とされている者がいる世帯で保護開始時にエアコンが設置されていない場合は、エアコンの設置費用が支給されることを案内しています。また、保護開始後にエアコンの購入が必要になった場合は、社会福祉協議会の貸付を案内しています。
----	--

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答	扶養照会は厚労省通知を鑑み、扶養が期待できる方へ行っています。
----	---------------------------------

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるようにしてください。

回答	生活保護制度上、自動車の使用については、生活用品としての使用は認められていませんが、障害者が自動車以外での通院が困難な場合等に容認することができます。その場合、自動車の処分価値が低いことも要件となりますが、いずれにしても個別事情を鑑み検討しておりますので、一律的な対応で生活保護が受けられなくなることはありません。
----	---

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

回答	以前からケースワーカーの担当世帯数は国の標準を下回っており、不足していましたが、令和7年度からは生活保護相談件数が増加していることを受け、さらにケースワーカーを1名増員しています。
----	--

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

回答	現在、女性のケースワーカーは配置していませんが、女性の相談員を対象者が希望する場合は、課内の女性職員と共に対応しています。
----	---

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答	任用の際に有資格者が配置できない場合は、中央福祉学院が実施している社会福祉主事資格認定通信課程の講座を受講し、有資格者の配置に努めています。ケースワーカーには正規職員を配置しており、外部委託は行っていません。
----	--

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

回答	現在、就労支援員として正規職員は配置しておりませんが、過去に査察指導員や生活保護業務経験のある会計年度任用職員を配置しています。
----	--

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

回答	自立相談支援事業については令和6年度より委託としていますが、庁舎内に自立支援相談機関を設置し、福祉課の後方支援および生活保護担当と連携することで関係機関と円滑な連携が図れるよう配慮しています。 また、当市では重層的支援体制整備事業を令和6年度から実施しており、どの窓口から入った相談でも、属性に関わらず一旦受けとめ、関係機関につなぎ、情報共有していくしくみづくりをしています。
----	---

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

回答	当市において必要と判断している事業を実施しています。
----	----------------------------

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

回答	生活困窮者への手当の支給を行う意向はありませんが、必要に応じて社会福祉協議会との連携、生活保護の案内を行っています。
----	--

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

回答	市独自でエアコン購入費等への助成を行う意向はありませんが、社会福祉協議会が実施する各種貸付け等を案内するなど必要な情報提供を行っています。
----	---

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答	当市では、これまでも子ども医療費助成制度の18歳年度末までの対象者拡大や、精神障害者医療制度の一般疾病への助成拡大等、福祉医療制度を拡充してきました。今後も周辺市町の状況を注視しつつ、必要に応じて制度の見直しを検討していきます。
----	--

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答	当市では、令和4年4月より子ども医療費助成制度の全額助成を18歳年度末まで拡大しました。なお、入院時食事療養の標準負担額につきましては、現在のところ助成対象とする予定はありません。子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えています。
----	--

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回答	自立支援医療対象者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。
----	--

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答	令和4年10月より、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げが行われており、これにより市の財政負担が増加していることから、周辺市町の動向を注視しつつ、制度の見直しを含めた検討をしていかざるを得ない状況にあり、住民税非課税世帯の窓口負担を無料とする予定はありません。
----	---

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答	妊産婦の保険診療における自己負担分を助成する妊産婦医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策の一環として展開すべきと考えています。
----	---

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答	令和7年5月より、犬山市子どもの生活・学習支援事業を実施し、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象に基本的な生活習慣の習得支援と学習支援等を実施しています。
----	---

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

回答	令和6年4月に設置した犬山市こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能の両機能で一体的に相談支援を行うことができるよう、人員配置等必要な支援体制を整えています。
----	---

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答	令和2年度に対象を拡大し、生活保護基準額の1.4倍未満相当となっています。
----	---------------------------------------

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答	卒業アルバム代は従前より支給しています。オンライン学習通信費は令和3年度から支給内容に追加しています。
----	---

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答	申請は、学校、学校教育課窓口のどちらでも受け付けており、令和5年度からはオンラインで申請ができるようにしています。年度途中の申請が可能なことは常時案内しています。
----	---

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答	犬山市独自の施策として、小学1年生、小学2年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の子を対象に給食費無料化を実施しています。
----	--

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答	給食費を無償としているのは、国の基準に基づく対象者で、国の副食費免除に加え、市単独で主食費分もあわせ給食費全額を免除しています。 また、本市の施策である「多子・多胎世帯子育て支援施策」において、第3子以降であれば、第1子、第2子の年齢に関係なく就学前児童の給食費を無償としています。
----	--

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

回答	3歳児は、令和7年度より改正済。1歳児については、すでに5対1で実施しています。4、5歳児については、在園児の状況を考慮しながら、検討していきます。改正にあたっては、民間保育所とも情報共有しながら進めていきます。
----	--

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

回答	少子化や施設の老朽化、保育ニーズの状況も踏まえ、統廃合や民営化も含め市全体の整備計画を基に進めていきます。 育休退園については、当市では令和2年4月より2歳児については、育児休業の取得をする場合は引き続き在園することを可能としています。
----	---

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答	愛知県の指導監査実施要領に基づき、実地調査をしています。監査を行う際は、必ず保育士を配置しています。
----	--

- ④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

回答	令和8年4月より全自治体で本格的に実施する事業であり、国の制度に基づき進めていきます。
----	---

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答	現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ手当の増額は考えておりません。
----	--

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

回答	市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。グループホーム運営費や家賃補助等につきましては、既に補助を実施しているところであり、物価高騰対策としての市独自の上乗せ等につきましては、現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ考えておりません。
----	--

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

回答	国の基準により給付します。職員体制の市独自の補助等につきましては、現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ考えておりません。
----	---

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

回答	個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。 移動支援等の基本報酬につきましては、事業者からの要望により検討します。
----	---

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回答	国の基準により決定します。3歳から5歳までの児童発達支援などの自己負担額は無償化としていますが、おやつ代等への市単独での補助は現在のところ考えておりません。 また、収入要件は国の基準により決定していますので、国の動向を見守ります。
----	--

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答	個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。
----	--------------------------

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起らない支援策を講じてください。

回答	障害福祉サービスについては、障害者手帳の新規交付時に窓口で個別に案内などを行っています。社会的孤立がおこらないよう、障害者基幹相談支援センターによる障害者の相談支援、民生委員や高齢者あんしん相談センターによる地域の見守りなどを実施しているところです。また、関係機関と連携し必要に応じ市職員も自宅訪問等で状況を確認しています。 障害福祉施設等での虐待認定したケースについては、原因を明らかにし、行政の改善指導に従い、事業者は虐待の再発防止に向けた具体的な改善計画書を作成します。改善計画に沿って事業が行われているかどうかは、行政や第三者委員などで確認しています。
----	--

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答	おたふくかぜワクチンは令和2年度より、1歳～就学児未満に1回2,000円の助成制度を開始しています。現在、2回目の助成を行う予定はありません。带状疱疹ワクチンは、令和5年度より50歳以上に接種費用の2分の1、不活化ワクチン上限10,000円/回×2、生ワクチン上限5,000円の助成を開始しています。現在、陳述にある予防接種の自己負担無料の助成制度を設ける予定はありません。
----	--

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチン（定期接種）の自己負担は、非課税・生活保護世帯は無料、その他については尾北医師会管内統一で高齢者用肺炎球菌ワクチンは2,000円、带状疱疹ワクチンは不活化ワクチン6,500円/回×2、生ワクチン2,500円としています。任意予防接種については、どちらも現段階では継続予定です。2回目の接種については、高齢者用肺炎球菌ワクチンは75歳以上で過去に自費で接種を受け、接種後5年以上経過しており、定期接種未接種者については、任意接種の対象としています。带状疱疹ワクチンは、過去に自費で接種を受けていても50歳以上で定期接種未接種者については、任意接種の対象としています。
----	--

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答	医療機関での産婦健診は、令和4年4月から健診回数を2回に拡充し2枚の受診券を交付しています。
----	---

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

回答	令和9年度から実施予定で検討しており、準備を行っています。
----	--------------------------------------

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答	妊婦歯科健診としては、パパママ教室の中で年 4 回実施し、年 2 回の歯と口の健康センター事業の受診案内もしています。また、産婦に対しても 4 か月児健診の中で歯科健診を行っています。
----	--

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答	保健センターには常勤の歯科衛生士が 1 名配属されています。これまで退職による欠員補充がされており、充足計画に基づき採用は考慮されています。
----	--

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回答	県が所管する尾張北部医療圏地域医療構想推進委員会において検討されるものと考えます。
----	---

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

回答	医療従事者の確保対策として尾北医師会が運営する尾北看護専門学校に対し運営費の補助をしています。
----	---

- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回答	保健師等の人員は、充足計画に基づき、採用は考慮されています。
----	--------------------------------

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回答	国に対する国庫負担引き上げについては、令和6年1月に行われた愛知県市長会議で議題として提出しました。 なお、本件に関しては、令和7年度より支援額(繰入総額)を算定する際に定められている係数の引き上げがありました。
----	---

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答	マクロ経済スライドは、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保たせるとともに、将来の年金受給者の給付水準の確保等を図るため導入しているものと理解しています。また、年金支給開始年齢の先延ばしや最低補償年金制度の早急な実施については、少子高齢化に伴う年金の財源問題があるとともに、最低補償年金制度では現行制度と比べると低所得層には手厚いが、中高所得層は年金額が下がるという問題があると言われています。市としては、現行の公的年金制度(年金の偶数月支給を含む。)に係る事務を適切に行いつつ、引き続き国の動向を見守っていきたいと考えます。
----	---

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

回答	介護保険に関わる国庫負担分については、関係法令で定められています。
----	-----------------------------------

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回答	介護事業所の人員配置は、関係法令等で定められています。各事業所では関係法令遵守のもと運営されており、市域を超えた利用が可能な点からも、市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	---

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。
----	--

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

回答	当市では、令和4年4月より18歳年度末まで子ども医療の全額助成を行っています。
----	---

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

回答	現在、国において検討が進められているところであり、その実現を期待しているところです。犬山市としては、独自の施策として、小学1年生、小学2年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の子を対象に給食費無料化を実施しています。
----	---

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

回答	市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。施設整備を計画する法人等には、国県の補助金を得られるよう支援しています。
----	--

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

回答	(医療) 当市が運営する市立病院はありませんが、医療分野における看護師の公的価格については、全産業平均との格差はないと認識しています。 (介護) 介護保険制度では、市域を超えた利用が可能な点からも、市のレベルで財政支援等を行うことは適切でなく、国のレベルでの支援が適切と考えます。 (福祉) 障害福祉職員の処遇改善につきましては、国としても近年取り組んでいるところであり、令和6年4月1日の報酬改定により更なる取り組みを行っています。 (保育) 保育士の処遇改善については、市内民間保育施設に対し、令和4年2月から 9月までは補助金として補助し、令和4年10月以降は、処遇改善同様の措置を講じた公定価格の見直しが行われています。
----	--

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回答	国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営を県が主体となって行っています。このため、新たな市町村国民健康保険への財政支援については、県主催の会議等を利用して要望していきます。
----	--

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。
----	--

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答	当市では、令和4年4月より18歳年度末まで子ども医療の全額助成を行っています。 なお、令和5年7月19日開催の県・市懇談会において、補助の対象範囲を高校卒業まで拡大するよう要望しています。
----	---

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

回答	現在、国において検討が進められているところであり、その実現を期待しているところです。また、愛知県においては国に対して引き続き要望をしていただきたいと考えています。犬山市としては、独自の施策として、小学1年生、小学2年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の子を対象に給食費無料化を実施しています。
----	--

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

回答	県が所管する尾張北部医療圏地域医療構想推進委員会において検討されるものと考えます。
----	---

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

回答	地域医療介護総合確保基金は、国と県が現在の課題等を検討し、事業を行っている把握しています。市町村からの意見聴取の機会がある際、当市の実情に合った活用になるよう意見を行っていきます。
----	--

以上